

札幌圏都市計画特別用途地区の変更（札幌市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
特別工業地区	約 58 ha	
小売店舗地区（第一種）	約 31 ha	
小売店舗地区（第二種）	約 234 ha	
小売店舗地区（第三種）	約 988 ha	
特別業務地区（第一種）	約 5 ha	
特別業務地区（第二種）	約 109 ha	
戸建住環境保全地区	約 7,023 ha	
職住共存地区（第一種）	約 85 ha	
職住共存地区（第二種）	約 982 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画法等の改正により近隣商業地域における映画館、劇場、演芸場又は観覧場の建築制限が廃止されることを受け、廃止前と同様の制限を設け、小売店舗に係る業務の利便の増進と、住宅市街地の良好な環境の保護を図る。

札幌圏都市計画特別用途地区新旧対照表

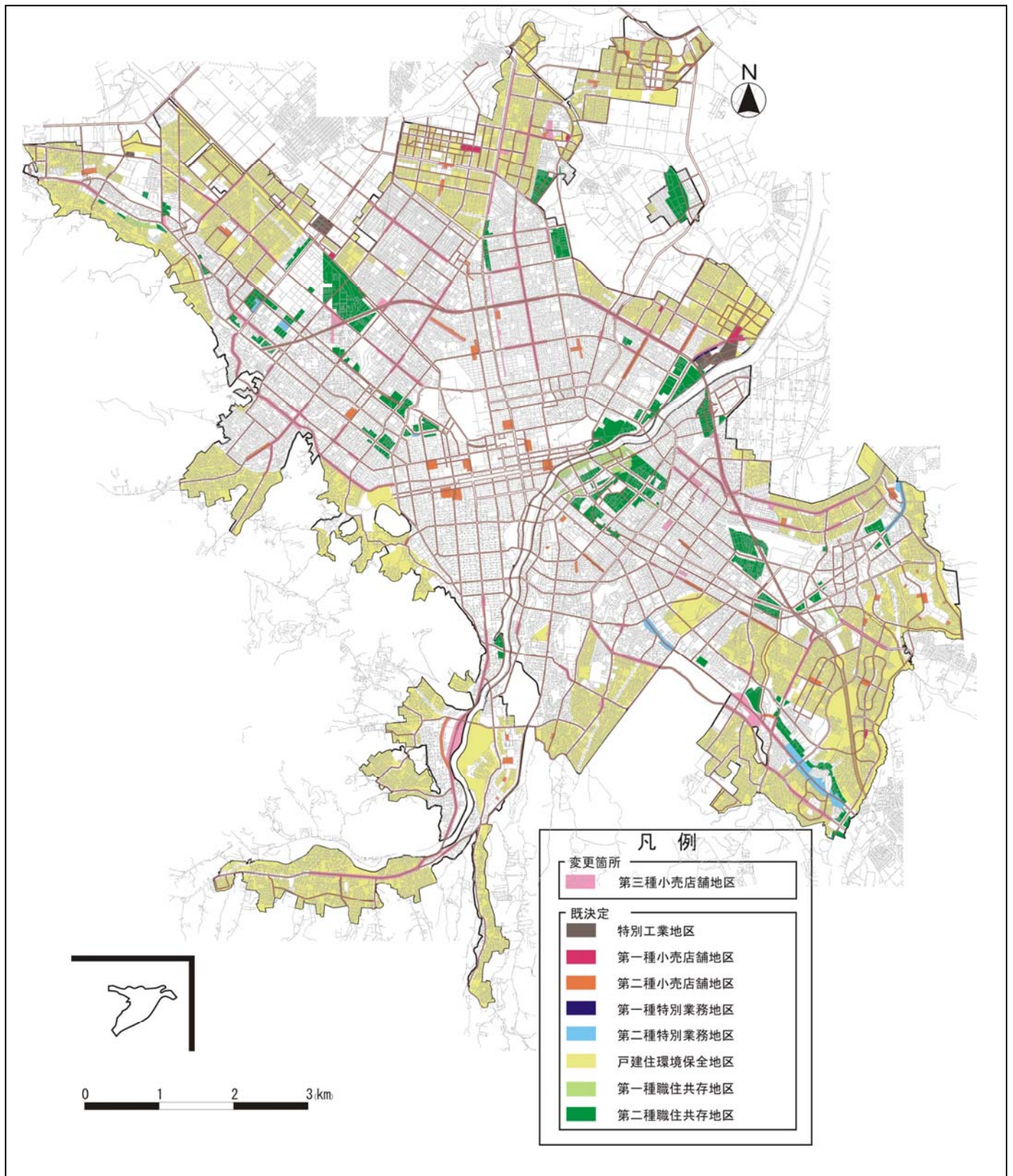
種 類	面 積 (新)	面 積 (旧)	増 減
特別工業地区	約 58 ha	約 58 ha	—
小売店舗地区（第一種）	約 31 ha	約 31 ha	—
小売店舗地区（第二種）	約 234 ha	約 234 ha	—
小売店舗地区（第三種）	約 988 ha	—	約 988 ha
特別業務地区（第一種）	約 5 ha	約 5 ha	—
特別業務地区（第二種）	約 109 ha	約 109 ha	—
戸建住環境保全地区	約 7,023 ha	約 7,023 ha	—
職住共存地区（第一種）	約 85 ha	約 85 ha	—
職住共存地区（第二種）	約 982 ha	約 982 ha	—

特別用途地区変更予定箇所別調書

(札幌市)

変 更 内 容	変更面積 (ha)	変 更 理 由
小売店舗地区(第三種)	約 988	都市計画法等の改正により近隣商業地域における映画館、劇場、演芸場又は観覧場の建築制限が廃止されることを受け、廃止前と同様の制限を設け、小売店舗に係る業務の利便の増進と、住宅市街地の良好な環境の保護を図る。

札幌圏都市計画特別用途地区 変更箇所位置図



計 画 図

